

令和8年度府中市集団指導資料

居宅介護支援編

（地域福祉推進課）

【目次】

1 ケアマネジメント業務フローについて

《はじめに》

～ケアマネジメント業務フローと基本サイクルの確認～

2 各手続き時の注意したいポイント

《指摘事例による注意点の紹介》

①重要事項の説明及び契約時

②アセスメント実施時

③居宅サービス計画原案作成時

④サービス担当者会議実施時

⑤居宅サービス計画の作成と交付時

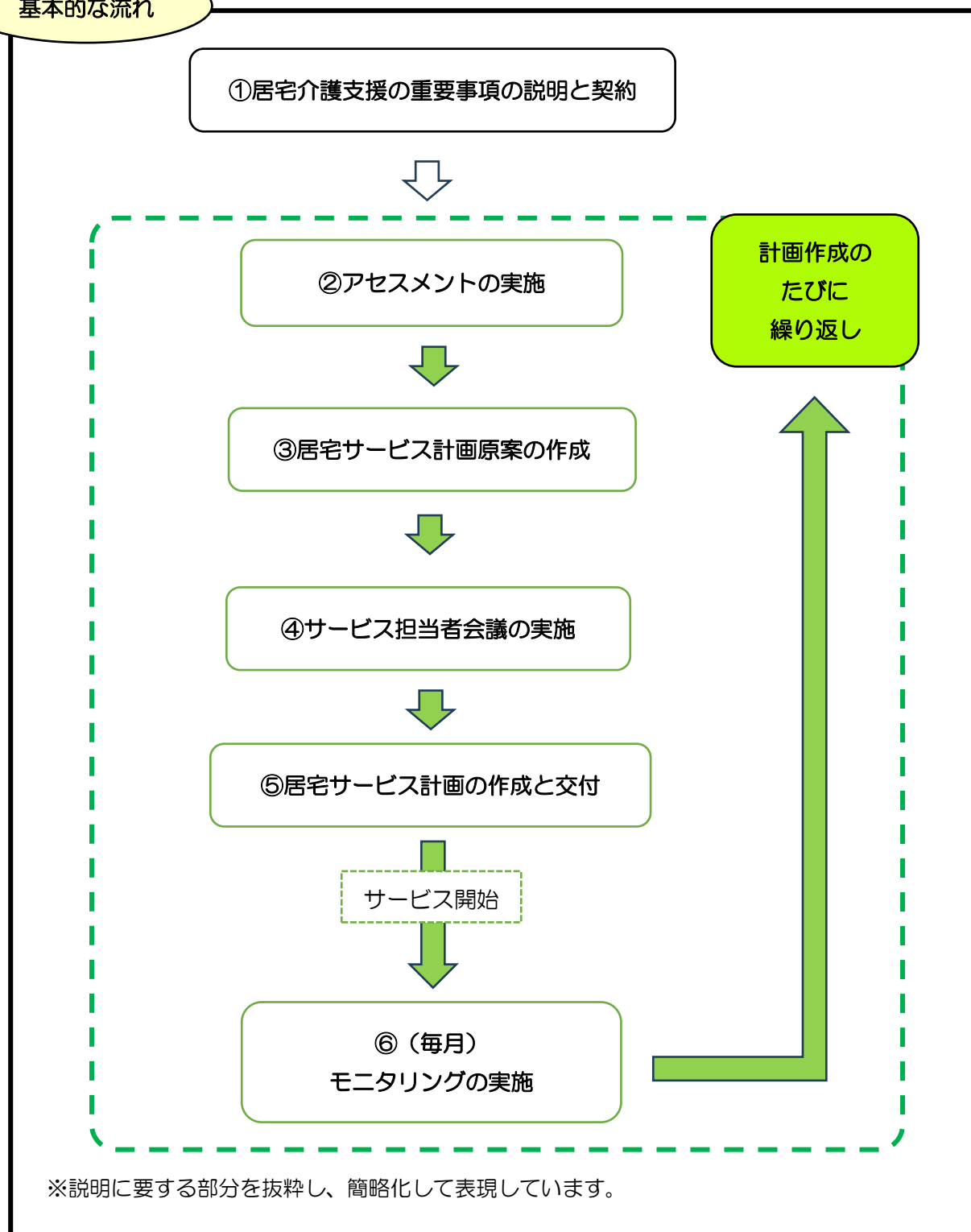
⑥モニタリングの実施時

1 ケアマネジメント業務フローについて

《はじめに》

～ケアマネジメント業務フローと基本サイクルの確認～

基本的な流れ



2 各手続き時の注意したいポイント

≪指摘事例による注意点の紹介≫

☆自身の担当ケースで同様の事例がないか確認をしてください。

①重要事項の説明及び契約時

- ❶重要事項を記した文書を交付し説明を行う際、提供する支援の内容について利用申込者から同意を得ていない。（または、同意を得たことが書面等で確認できない。）
- ❷法改正等の修正内容が反映されていない説明書等を使用している。
（支援の開始以後も、説明書の内容に変更があったが、利用者へ変更点の説明をしていない。）
- ❸利用者の記入した日付に明らかな誤りがあるが、修正を求めている。
- ❹利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を介護支援専門員に紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。（または、利用者がその内容を理解したことが署名等で確認できない。）
- ❺利用者が入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう利用者へ求めている。

②アセスメント実施時

- ❶アセスメントを実施したとの説明が口頭であるものの記録がない。（実施した事実を確認できない。）
- ❷アセスメントシートに23項目が網羅されていない。または課題等の記述欄がほとんど未記入となっている。
- ❸アセスメントの実施がサービス担当者会議の後など、適切なタイミングで行われていない。
- ❹アセスメントの結果から、居宅サービス計画に位置付けられたサービスの必要性が確認できない。（課題の分析が不十分）
- ❺前回のアセスメントシートをコピーし、日付を変えただけのシートになっており、適切なアセスメントを行った形跡がない。

③居宅サービス計画原案作成時

- ❶居宅サービス計画（以下、「計画」）原案の作成に当たり、利用者及び家族の意向の記載が不十分で、それぞれの意向を反映しているか不明確となっている。
- ❷医療系サービスを計画に位置付けているが、主治の医師等の意見を求めている。（または意見を求めたかが不明確）

④サービス担当者会議実施時

- ❶サービス担当者会議（以下、「サ担」）を開催していない。
- ❷本人・家族・ケアマネの参加のみで、各サービス担当者を招集していない。または、サ担に参加が得られなかったサービス担当者から、意見照会を行ったことや、担当者の専門的な見地からの意見を求めたことが確認できない。
- ❸計画に福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を位置付ける場合に、当該福祉用具が必要な理由を計画に記載していない。（サ担等で必要性について検証が未実施）
- ❹継続して福祉用具を利用する際にサ担でその必要性を検証し、必要な理由を計画に記載していない。（福祉用具専門相談員のモニタリング結果を踏まえていない。）
- ❺対象福祉用具（歩行器・歩行補助杖・スロープ）を計画に位置付ける場合に、貸与又は販売のいずれかを選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等を利用者に説明していない。

⑤居宅サービス計画の作成と交付時

- ❶居宅サービス計画原案について利用者又はその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得ていない。
- ❷居宅サービス計画を、サービス担当者会議不参加の事業所の担当者へ交付していない。（または交付していることが確認できない。）
- ❸医療系サービスを計画に位置付けた場合に、意見を求めた主治の医師等に計画を交付していない。
- ❹翌月の利用内容について第6・7表を利用者に説明し、文書により同意を得て交付していない。
- ❺介護給付等対象サービス以外の福祉サービス等を計画に位置付けた場合に、その旨を計画に記載していない。（第3表の「週単位以外のサービス」欄に記載する等）

⑥モニタリング実施時

- ❶ 1月に1回、利用者の居宅を訪問してモニタリングを行っているか確認できない。
- ❷ モニタリングを行った結果を記録として残していない。
- ❸ モニタリングシートをコピーし、日付を変えただけの記録状態が長期間続いているため、モニタリング記録が形式的に残されている状態となっている。